

2009年度税制改正 ～ 中小企業関係税制を中心に ～

08年12月に自民・公明両党が09年度税制改正大綱を決定し、09年通常国会にて審議されています。09年度税制改正の概要について、中小企業にかかわりが大きい部分を中心に野田税務会計事務所の野田武史所長に伺いました。

Q：09年度税制改正の特徴について教えてください。

A：大きな増税項目はなく、「3年間のうちに景気回復を最優先で実現する」ことに重点を置いた減税項目が並んでいるということが特徴です。

Q：中小企業者に関係の深い税制改正はどのようなものがありますか。

A：中小企業に関係の深い改正は主に以下の3つです。

① 法人税の税率軽減

中小企業等の軽減税率を現行の22%から18%に2年間の時限的に引き下げる

② 繰戻還付制度の復活

現在適用が停止されている欠損金の繰戻還付制度を復活させる

③ 事業承継の円滑化

中小企業の経営承継を円滑化するため新たな事業承継税制を導入し、贈与税の納税猶予制度をあわせて創設する

Q：上記②の繰戻還付制度について詳しく教えてください。

A：欠損金の繰戻還付とは、欠損金(赤字)が生じたときにその欠損金を前事業年度に繰り戻

して、既に納付済みの法人税を還付してもらえる制度です。繰戻還付が認められれば資金が手元に戻ってくるため、資金繰りを助けるという意味で効果は大きいですが、前期に利益が出て多額の納税を行っていることが前提ですので、対象となる中小企業がどれだけあるかという意味で、効果はかなり限定的なものとなるでしょう。

Q：上記③の事業承継の円滑化について詳しく教えてください。

A：事業承継の円滑化については以前から導入が議論されていましたが、事業承継にかかる相続税の納税猶予制度が今回の税制改正に盛り込まれ、改正の目玉となっています。また、株式等の生前贈与による事業承継を促進する観点から、贈与税の納税猶予制度もあわせて創設することとなり、その効果が期待されます。

Q：相続税の納税猶予について詳しく教えてください。

A：非上場の中小企業者が事業承継を行う場合、換金性の乏しい非上場株式に課税されると事業承継後の資金負担が重く円滑な事業承継を阻害しているといわれてきました。今回の改正では親族に非上場株式を相続する場合、経営承継相続人の納付すべき相続税額のうち、相続などにより取得した議決権株式総数の3分の2までの部分について課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予されることになります。なお、この制度は08年10月1日以後の相続から遡及適用されます。

Q：納税猶予とはどのような制度ですか。

A：納税猶予とは一定の条件を満たした場合、発生した税金の納税が猶予される制度です。事業承継にかかる納税猶予は、事業承継相続人が代表者となり雇用の8割以上を維持して5年間の事業継続を行う必要があります。そ



税理士法人
野田税務会計事務所

野田 武史所長

税理士、医業経営コンサルタント。
著書『医業経営ハンドブック』ぎょうせい刊(共著)

その他細かな要件も多くありますので顧問税理士に相談する必要があります。

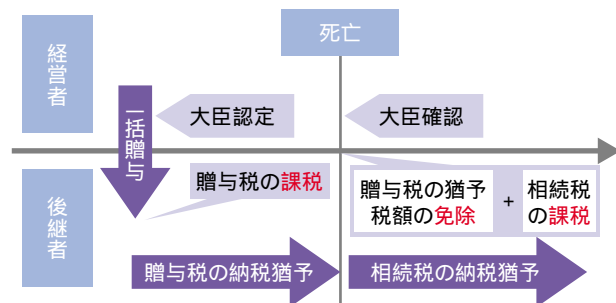
Q：贈与税の納税猶予について教えてください。

A：今回の税制改正で、経営者の親族である後継者が、自社株式の贈与を一括で受けた場合も納税猶予の適用が受けられるようになります。適用を受ける範囲は贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分です。なお、この制度は09年4月1日以降の贈与から適用されます。

図表1を使って、少し詳しく仕組みを説明してみます。まず、経営者から後継者に株式等を一括贈与した際に、贈与税が課せられますが、その際に大臣の認定を受けることによりその贈与税の納税猶予の適用を受けることができます。その後、元経営者が死亡した際、猶予されていた贈与税は免除され代わりに相続税が課税されます。その時点で大臣の確認を受けて相続税の納税猶予を受けることができます。

このように、生前贈与から相続まで一連の流れで納税猶予を受けることができるため、計画的な事業承継の円滑化に効果を発揮すると期待しています。ただし、これも細かい要件が多くありますので税理士によく相談することが必要です。

図表1 事業承継税制のイメージ図



(出所) 中小企業庁資料などより作成

Q：その他の主な改正項目について教えてください。

A：その他の主な改正項目を図表2にまとめています。住宅関連については、住宅ローン減

税について、最大控除可能額が過去最高水準まで引き上げられるなど住宅取得を後押しする税制改正となっています。また、中低所得者層の実効的な負担軽減を図る観点から、所得税から控除しきれない額は個人住民税からも控除できる制度が導入されます。あわせて、長期優良住宅の取得については選択適用として新たな減税措置が導入されます。

図表2 2009年度税制改正のポイント

【住まい】

- ① 住宅ローン減税
- ② 住宅の投資型減税を創設
- ③ 住宅譲渡益を一部非課税に

【企業】

- ④ エネ投資の早期償却
- ⑤ 海外からの利益還流

【投資】

- ⑥ 証券優遇税制を延長
- ⑦ 投資家のすそ野拡大

【クルマ・道路】

- ⑧ 車購入を支援
- ⑨ 道路特定財源を一般財源化

(出所) 2009年度税制改正大綱より作成

Q：通常国会の先行きによっては12月に決定された09年度税制改正大綱に基づいた施行がなされない可能性もありますか。

A：今国会は非常に混乱しており、予算可決前の解散ということもありえますのでその時は税制改正案が仕切りなおしになる事態も考えられます。

(城 真由美)

FFGでは事業承継専門チームが、お客様の事業承継を応援します！

【FFGの提供サービス】

- ① 自社株評価
- ② 事業承継プランのご提案
- ③ 専門家紹介・税務対策のご提案
- ④ 後継者へのファイナンス支援
- ⑤ 資産運用支援

【専門チーム】

福岡銀行 ソリューション営業部
M & A・事業承継グループ
福岡銀行、熊本ファミリー銀行、親和銀行
の各お取引店にご相談ください。